

## 生駒市規則第4号

生駒市保育所運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

生駒市長 山下 真

### 生駒市保育所運営委員会規則の一部を改正する規則

生駒市保育所運営委員会規則（昭和46年4月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内で保育所を運営している社会福祉法人等の代表者
- (3) 生駒市保育園保護者連絡会の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。